

## 令和7年度「3R推進月間」実施要領

### 1 趣 旨

沖縄県では、循環型社会の構築に向け、県民や事業者の取組を1R（リサイクル）から3R（リデュース・リユース・リサイクル）へ拡大し、各種取組を推進するため、10月を「3R推進月間」と定める。

当該期間中は、県民や事業者の環境意識の向上を図るため、市町村や関係団体等の協力の下、廃棄物の適正処理及び資源の循環的利用、環境配慮行動について啓発に取り組む。また、「3R推進月間」の取組と併せて、環境衛生に係る普及啓発の取組も行う。

具体的には、ごみの減量やリサイクルの推進、マイバッグ持参の推進、ごみの散乱防止、浄化槽の適正管理の推進等、各種啓発運動を総合的に実施し、県民一人一人のライフスタイルの変革を促すことで、本県の持続可能な循環型社会の実現を目指すものとする。

### 2 期 間

令和7年10月1日（水）から10月31日（金）まで

### 3 実施機関

環境省、沖縄県、市町村、協賛企業・団体等

### 4 運動の目標

- (1) ごみの排出抑制、リユース、リサイクル等の推進  
（各種リサイクル法の周知を含む）
- (2) プラスチック資源の循環利用の促進及びプラスチック問題に関する県民意識の啓発
- (3) 清掃の徹底・清潔の保持とごみの散乱防止に対する県民意識の啓発
- (4) 住民の理解と協力による市町村の廃棄物処理事業の推進
- (5) 産業廃棄物の減量化と不法投棄の防止等適正処理の推進
- (6) 浄化槽の適正な管理の推進及び合併処理浄化槽の普及促進

### 5 実施方法

#### (1) 沖縄県の取組

##### ①広報活動

ア 知事メッセージの新聞掲載（10月1日（水）本島2紙、離島紙）

イ 県HPや広報誌等、県の広報媒体を活用した広報の実施

##### ②「3R推進月間パネル展」の開催

（開催場所：沖縄県立図書館、県庁1階県民ホール）

##### ③浄化槽の維持管理に係る普及啓発

実施期間 9月～10月

ア 浄化槽の普及啓発に関する広告の市町村広報誌への掲載及びチラシの折り込み

イ 浄化槽の普及啓発に関する市町村区内アナウンスの実施

- ウ 浄化槽の普及啓発に関するパネル展の開催  
(開催場所：沖縄県立図書館、県庁1階県民ホール)
- エ 浄化槽の普及啓発に関するイベントの開催

## (2) 市町村、協賛団体等の取組

本運動の推進を図るため、地域の実情に応じ、おおむね次に掲げるような事項の実施に努めるものとする。実施にあたっては、市町村及び協賛企業等による取組を尊重しつつ、同一の時期に同一の趣旨に基づいた取組を行うことにより、各主体による取組を一層効果的とすることを旨とする。

- ① 報道機関等の協力を得て、本運動の目標達成のための広報活動を行う。
- ② 「もったいない精神」の普及啓発、マイバッグやふろしきの利用、簡易包装の推進等、ごみの排出抑制に向けた住民意識の高揚を図る。
- ③ 適正な分別排出の推進等、市町村が行う分別収集への住民協力を呼びかけるとともに、不要品交換会や資源ごみの集団回収等の励行を呼びかける。
- ④ ごみの排出抑制、リサイクルの促進等について、事業者に対して協力を呼びかける。
- ⑤ 資源の回収と再利用を促進するため、資源回収業者に対して協力を呼びかける。
- ⑥ 使い捨てプラスチックの使用削減について広く理解と協力を呼びかける
- ⑦ プラスチック資源の循環利用の促進のため、事業者及び住民へ対して協力を呼びかける。
- ⑧ プラスチック問題に関する普及啓発の取組を推進する。
- ⑨ ごみの散乱防止及び不法投棄等対策のための啓発運動を行う。
- ⑩ 「清掃の日（9月24日）」にごみ散乱防止等による清潔の保持や家庭を中心に清掃を行うことを呼びかけるとともに、必要に応じて、ねずみ、蚊等の駆除を実施する。
- ⑪ 「浄化槽の日（10月1日）」に家庭を中心に浄化槽の適正な管理の推進及び合併処理浄化槽の普及促進を住民に対して呼びかける。
- ⑫ 廃棄物処理事業に対する理解と協力を呼びかける。
- ⑬ 環境にやさしい買い物（マイバッグの持参、簡易包装への協力、環境配慮型商品や量り売り商品の販売・購入等）の推進及び自社店舗への導入や取引先への協力を呼びかける。
- ⑭ 本運動の実施に必要な資料の作成及び配布を行う。

## 6 その他

- ・ 本運動の実施にあたって要する経費は、各実施機関の負担とする。